

○対象となる業務は

1. 保健師助産師看護師法の規定に基づき、保健師・助産師・看護師・准看護師が行う業務
 - *災害派遣等における看護業務を含む
 - *特定行為およびその実施可否判断を含む
 - *有資格者が業務上のスキルアップを目的として参加する研修・臨床実習等を含む
 - *院内助産システムにも対応する
2. 助産師・看護師が行う保健教育業務・健康教育業務
3. 准看護師が医師または看護師の指示を受けて行う保健教育業務・健康教育業務
4. 1、2、3に対する管理監督業務
5. 対象となる全ての業務に対して、報酬の有無は問わない
6. その他(P25参照)

○保険金をお支払いできない主な場合(弁護士費用等担保特約は10～15を除きます。)

次のような場合は、保険金をお支払いすることができません。

1. 法令で定める所定の資格を有しない者が遂行した看護業務
2. 被保険者が所有、使用または管理する不動産または動産(看護業務に使用する機械および器具、鍵と対をなす錠を交換するために生じた費用を除きます。)
3. 美容を唯一の目的とする業務
4. 看護業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
5. 被保険者が助産所の開設者である場合における助産または妊婦、じょく婦もしくは新生児の保健指導に起因する損害
6. 保険契約者または被保険者の故意
7. 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
8. 地震、噴火、洪水、津波、高潮
9. 自動車、原動機付自転車、航空機、または船舶の所有、使用または管理
10. 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
11. 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任(看護業務の遂行にあたって使用または管理する財物の損壊を除きます。)
12. 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
13. 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
14. 排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任
15. サイバー攻撃等

(4) 傷害保険の補償内容

①死亡・後遺障害保険金

業務に従事中(通勤途上を含みます。)に急激かつ偶然な外来の事故*によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、死亡または後遺障害(後遺障害第1級～第3級)が生じた場合、後遺障害の程度に応じて85万円を限度に見舞金(保険金)をお支払いします。

死亡の場合は保険金額の全額、後遺障害の場合は所定の後遺障害の程度に応じて保険金額の78%～100%をお支払いします。

*「急激かつ偶然な外来の事故」について

「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

②入院、手術保険金・通院保険金

業務に従事中(通勤途上を含みます。)に急激かつ偶然な外来の事故によりケガで入院・通院*1したり、手術*2を受けた場合に保険金をお支払いします。

- *1 事故の日から180日を経過した後の入院・通院に対してはお支払いできません。また1事故について30日を限度とします。
- *2 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

③特定感染症危険補償特約

特定感染症*1を発病した場合、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金*2が支払われます。なお、保険期間の初日から10日以内に発病した場合は免責*3となります。

- *1 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症*4または同条第8項の規定に基づく指定感染症*5が対象になります。
※発病時に有効な規定に基づきます。
- *2 入院保険金・通院保険金については、1事故について30日を限度としてお支払いします。
- *3 更新契約の場合を除きます。
- *4 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの)に限ります。
- *5 政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限ります。

④針刺し事故等による感染症危険補償特約

医療、看護、衛生、医療廃棄物の処理その他医療関係の業務に従事中(実習中を含みます。)に生じた偶然な血液曝露(ばくろ)事故(針刺し、切創、血液飛散、血液接触)により、事故の発生の日からその日を含めて1年以内*1に次表のいずれかに該当したことを医師(被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師)に診断された場合に、ウイルスの種類に応じて見舞金(保険金)をお支払いします。

【補償の対象となる診断内容】

HBV(B型肝炎ウイルス)に感染後B型肝炎を発病し治療
HCV(C型肝炎ウイルス)に感染した場合
HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染した場合

- *1 事故の発生の日からその日を含めて1年以内に新たな事故が発生した場合において、前の事故に係る直後検査*2および後の事故に係る直後検査の結果、いずれも感染していることが確認できなかったときは、後の事故の発生の日からその日を含めて1年以内。
- *2 「直後検査」とは、事故の発生の日からその日を含めて3日以内(3日目の午後12時までをいいます。)を行う、HBV、HCVまたはHIVの感染の有無を調べるための血液検査をいいます。
注1 お支払いする保険金は、ウイルスの種類ごとに初年度加入および継続加入の補償期間を通算して1回とします。全てのウイルスに対して保険金をお支払いした場合は、その後保険金のお支払いはできません。
注2 複数の支払事由に該当した場合は、それぞれのウイルスに対して1回のお支払いとなります。

○保険金支払金額

①死亡・後遺障害保険金

死亡		850,000円
等級	後遺障害	保険金支払金額 (保険金支払割合)
第1級	イ 両眼が失明したもの ロ 咀嚼および言語の機能を廃したもの ハ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ニ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ホ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ヘ 両上肢の用を全廃したもの ト 両下肢をひざ関節以上で失ったもの チ 両下肢の用を全廃したもの	850,000円 (100%)
第2級	イ 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとし、以下同様とします。)が0.02以下になったもの ロ 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの ハ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ニ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ホ 両上肢を手関節以上で失ったもの ヘ 両下肢を足関節以上で失ったもの	756,000円 (89%)
第3級	イ 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの ロ 咀嚼または言語の機能を廃したもの ハ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ニ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ホ 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	663,000円 (78%)

②入院・手術保険金、通院保険金 ③特定感染症

補償項目	業務中のケガ	特定感染症
死亡	85万円	なし
後遺障害	第1級～第3級 66.3万円～85万円	第1級～第14級 3.4万円～85万円
入院(日額)	5,000円	5,000円
通院(日額)	2,000円	2,000円

*手術保険の保険金支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

